

# 安全運転

## ほっと メンテ

2022年2月号

### 今月のクイズ

電動キックボードに乗って交差点に差し掛かったとき、進行方向の信号機が赤色で歩行者用の信号機は青色だった場合の適切な運転行動を、次のの中から選んでください。

- ①一時停止して、信号機が青色になるまで待つ。
- ②電動キックボードに乗ったまま通過する。

(答えは裏面)



## 電動キックボードの交通ルール

若者を中心に注目を集める電動キックボードは、キックボードに電気の動力が付いたもので、自転車の仲間である電動アシスト自転車と違い、バイクの仲間になります（2022年2月現在）。少しの距離を移動するのにとても便利な乗り物で、折り畳めるタイプは携帯したまま電車で移動することができます。最近ではアプリを利用したシェアリングサービスも登場しました。さて、電動キックボードで公道を走るには、守らなければならない交通ルールがあるのをご存じですか？

今日は、公道で電動キックボードを乗るときの交通ルールについてみてみましょう。

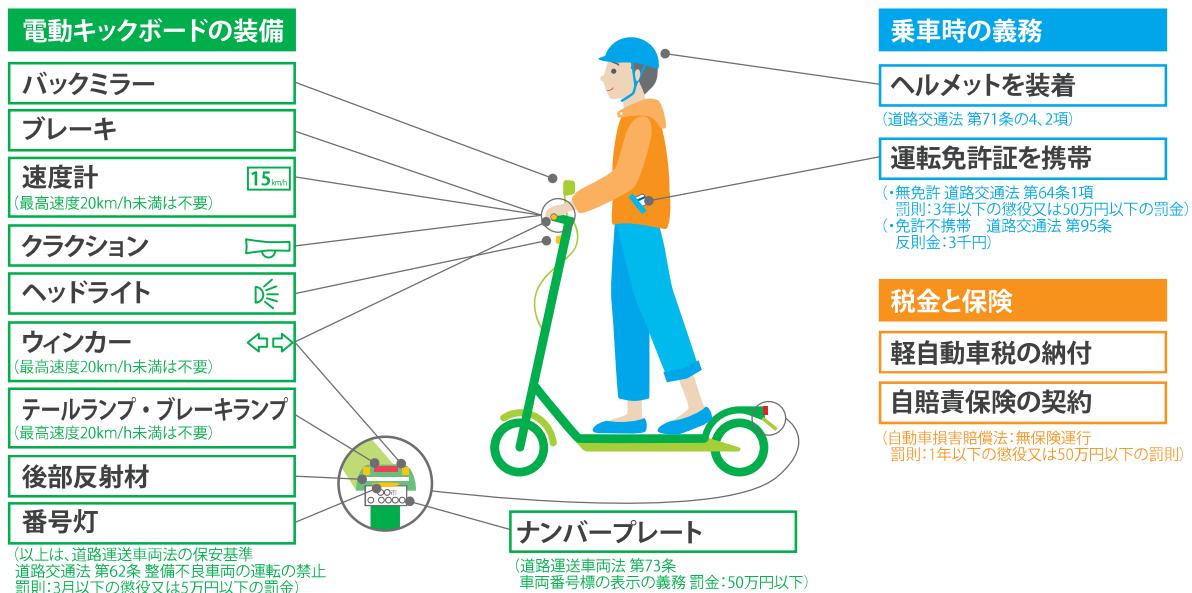
### モーターの大きさによって、運転免許の種類が異なる

公道で電動キックボードを運転するときは、原動機付自転車（以下：原付）以上の運転免許が必要になります。電動キックボードの定格出力（モーターの大きさ）によって運転免許の種類が異なり、それぞれの交通ルールに従わなくてはなりません。

定格出力（モーターの大きさ）	保有運転免許	道路交通法	道路運送車両法
定格出力 0.60kw 以下	原付	原付	原付（50cc以下）
定格出力 1kw 以下	普通自動二輪（小型限定）	普通自動二輪	原付二種（125cc以下）
定格出力 1kw 超	普通自動二輪	普通自動二輪	軽二輪（250cc以下）

### 運転するときの装備スタイルは

ここでは、定格出力0.60kw以下の電動キックボードを運転する際の装備スタイルをみてみましょう。公道を走るときは、道路運送車両法の保安基準を満たすためにヘッドライト等を装備し、ナンバープレートを付ける必要があり、乗車時は免許証を携帯しヘルメットを装着しなければなりません。また、電動キックボードの所有者は、軽自動車税の納付と自賠責保険の契約を行なう義務があります。



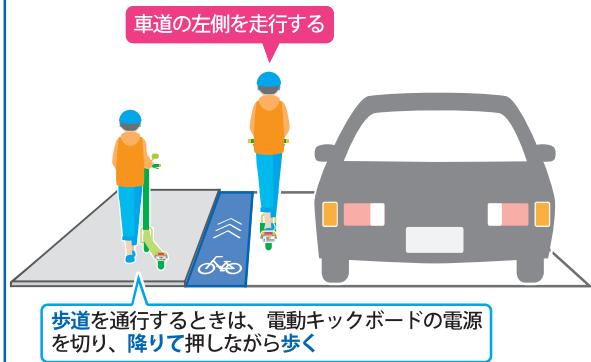
## 電動キックボードの交通ルール

電動キックボードに乗り公道を走行するときは、交通ルールを守り、周囲に注意を払って運転する必要があります。電動キックボード（定格出力0.60kw以下）の交通ルールは、原付と同じになります。その主だった交通ルールをみてみましょう。（産業競争力強化法に基づく特例措置の実施区域を除く）

※2022年の通常国会にて、道路交通法の改正案（電動キックボードの規制緩和）が提出される予定です。  
以下は、2022年2月現在の交通ルールになります。

### 車道を走行するときは

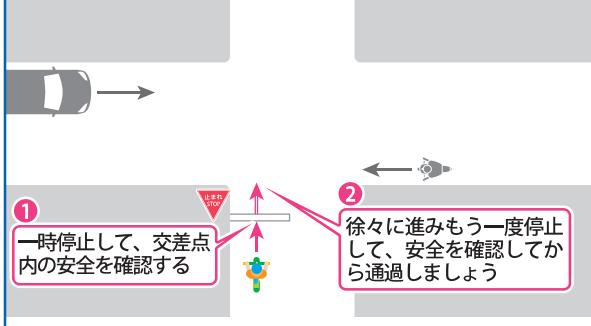
電動キックボードは、歩道や自転車道を走ることができません。車道の左側を走行します。ただし、電動キックボードの電源を切り、降りて押しながら歩く場合は歩行者と同じ扱いになるので、交通量が多く危険を感じたときは押しながら歩道を歩きましょう。



(道路交通法 第2条第3項第2号／第18条)

### 信号の無い交差点を通過するときは

車両と出会い頭に衝突すれば、電動キックボード側の被害が大きくなります。一時停止の標識がある交差点や見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、交差点手前で一時停止し十分な安全確認を行い、徐々に進みもう一度停止して交差点内の安全を確認してから通過しましょう。



(道路交通法 第43条 罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)

### 片側2車線以下の交差点を右折するときは

片側2車線以下の道路、もしくは「原動機付自転車の右折方法（小回り）」の標識がある場合は、交差点の中心に近い内側を徐行しながら右折することになりますが、対向車の陰から二輪車が直進してくる等、大きい交差点の右折は危険が伴います。

(道路交通法 第34条 罰則：2万円以下の罰金又は料料に処する)

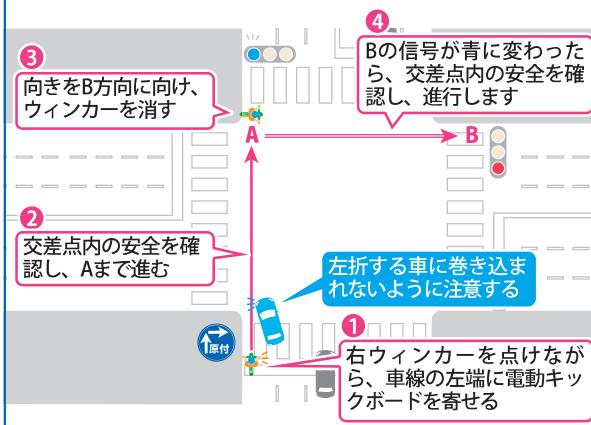


大きい交差点では安全のため、電動キックボードの電源を切り、降りて押しながら横断歩道を歩行者として渡り、2段階で右折しましょう。

(道路交通法 第2条第3項第2号)

### 片側3車線以上の交差点を右折するときは

片側3車線以上の道路、もしくは「原動機付自転車の右折方法（2段階）」の標識がある場合は、2段階右折をしましょう。



(道路交通法 第34条 罰則：2万円以下の罰金又は料料に処する)

電動キックボードで公道を走行するときは、ナンバープレートやヘッドライト等を装備して運転免許証を携帯し、ヘルメットを着けましょう。

交通ルールを守り、周囲の安全に十分注意を払いながら運転しましょう。

今月のクイズの答え

①一時停止して、信号機が青色になるまで待つ。(道路交通法 第7条、道路交通法施行令 第2条第1項、第4項)  
ただし、電動キックボードの電源を切り、降りて押して歩く場合は歩行者の扱いになるので、歩行者用の信号に従い横断歩道を渡ることができます。(道路交通法 第2条第3項第2号、第17条第1項、第2項)

ご用命・ご相談は…

帝人エージェンシー株式会社 保険部  
〒550-8587 大阪市西区土佐堀1-3-7 肥後橋シミズビル16階  
TEL 06-6459-5100 FAX 06-6459-6045  
E-mail hoken@teijin.co.jp



東京海上日動

URL www.tokiomarine-nichido.co.jp

担当営業課

関西営業第二部第二課